

私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の改正（案）の概要

千葉県総務部学事課

1 改正の理由

県では、県内に所在する私立高等学校の通信制課程に係る設置認可を行うため、私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準を定めています。

このたび、文部科学省において、令和5年11月20日に高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」が策定されました。つきましては、当該標準例を踏まえ、本県の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準について見直しを行い、その結果に基づき、私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の改正（案）を作成しました。

2 主な改正の内容

（1）通信教育連携協力施設について区域に関する規定を新たに明記

第5-1（通信教育連携協力施設）

9 他の都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。

（2）面接指導等実施施設について分校に関する規定を新たに明記

第5-2（面接指導等実施施設）

2 面接指導等実施施設は、実施校の分校（設置者が専ら当該実施校の教育の用に供するため、実施校とは別に設置して、実施校に準じた基準を満たす施設をいう。）又は協力校であることを基本としなければならない。ただし、教育上支障がない場合は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）を面接指導等実施施設とすることができる。

（3）その他所要の規定の整備

その他用語の整理等所要の規定の整備を行います。

3 施行予定日

令和7年2月1日